

平成20年3月21日  
経済産業省

## 「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」及び「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」について

「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」及び「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が平成20年3月21日に閣議決定されました。

「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」(平成19年法律第117号)による改正後の消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)(以下「改正法」という。)の施行に伴い、改正法に規定する経年劣化により一般消費者に対して重大な危害を及ぼすおそれのある消費生活用製品(特定保守製品)としてガス瞬間湯沸器等を定めるとともに、近年の事故実績に鑑み、特定製品として石油燃焼機器を追加する等の措置を講ずるため、消費生活用製品安全法施行令(昭和49年政令第48号)について所要の改正を行うこととします。

また、改正法の施行期日を平成21年4月1日とすることとしておりますので、お知らせいたします。

### 1. 政令の概要

#### (1) 「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」

##### 石油燃焼機器の特定製品への追加

近年の事故実績に鑑み、石油燃焼機器を特定製品として追加する。

(対象製品) 石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ の3品目

##### 特定保守製品の指定

改正法に基づき、新たに創設した長期使用製品安全点検制度の対象となる特定保守製品として次の9品目を指定する。

(対象製品) 都市ガス用屋内式ガス瞬間湯沸器、液化石油ガス用屋内式ガス瞬間湯沸器、石油給湯機、都市ガス用屋内式ガスバーナー付ふろがま、液化石油ガス用屋内式ガスバーナー付ふろがま、石油ふろがま、ビルトイン式電気食器洗機、密閉燃焼式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機 の9品目

## 主務大臣規定・権限委任規定等の整備、特定製品及び特定保守製品に関する経過措置規定

主務大臣に関する規定や、報告徴収等の執行権限の各経済産業局長及び都道府県知事への委任についての規定の整備を行う。また、特定製品を追加することに伴い、当該特定製品については、この政令の施行日から2年間の販売猶予期間を設ける。さらに、特定保守製品を指定することに伴い、改正法の施行前に製造・輸入された当該特定保守製品については、改正法第32条の2から第32条の17までの規定は適用しない等の経過措置を設ける。

- (2) 「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」  
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を、平成21年4月1日とする。

## 2. 今後の予定

公 布 平成20年3月26日  
施 行 平成21年4月 1日

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 商務情報政策局 製品安全課

担当者：矢島、佐野 電話：03-3501-4707